

厚生委員会記録

開催日時 平成23年9月13日(火) 14:03~16:46

開催場所 第1委員会室

出席委員 9名

高柳 忠夫 委員長

小泉 米造 副委員長

井岡 正徳 委員

小林 照代 委員

畠 真夕美 委員

米田 忠則 委員

出口 武男 委員

藤本 昭広 委員

梶川 虔二 委員

欠席委員 なし

出席理事者 前田 健康福祉部長

西岡 こども・女性局長

武末 医療政策部長 ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事

(1) 9月定例県議会提出予定議案について

(2) その他

〈質疑応答〉

○高柳委員長 それでは、ただいまの説明、報告またはその他の事項も含めまして、質疑があればご発言願います。

○藤本委員 そうしましたら、自民党も含めてたくさん質問されると思いますので、要点を申し上げたいと思います。

一つは、ここで言うのはいかがかと思いますが、この災害で本会議でも取り上げられると思うのですが、知事が9月4日に自衛隊員200名を要請して、明くる日にも奈良県のヘリコプターなり自衛隊が行っており、またその明くる日には前田国土交通大臣が行っている。それなのに知事が、三日、四日とかなりおくれてから行くのはいかがな

ものかということも意見として言うておきます。

それから、一つ、今回の台風12号に伴う被災者への医療体制の話、医者への派遣とか看護師、保健師、心のケアとかあるのですけれど、実際に、特に被災者の人々のなかで被災弱者と言われる、透析している人はどうだったのですか。それから、障害を持っている車いすの人はどうなったのかとか、高齢者の対応はどうなったのか。ここらの状況、医者への派遣とかいろいろあるけれど、内容が伴っていないので教えていただきたい。

それから、東日本大震災へ県から医者への派遣されている、これはいいことですが、お医者さんの中で奈良県の4つの病院で被ばく医療ができるお医者さんがいるのかどうか。何が言いたいかというと、この前の私の代表質問で、美浜原発なり敦賀原発が11基ありまして、そのうち7基は動いていますけれども、これがもし津波、大震災が起こったときに破壊されたら、そこから奈良県は120キロメートルから140キロメートルの間なので被ばくの可能性があると言われていたわけです。知事もそういう点では防災計画を見直さなければいけないし、関西電力等と話し合いをしなければいけないと言っているわけですが、県立の医療体制の中で、先ほど武末医療政策部長に聞いたら、だれもいないと、被ばく医療ができるお医者はいないということです。やっぱりお医者さんを養成したりするときにそういう問題も入れていく。そして各病院に将来のことを考えて被ばく治療ができるお医者さんを養成しなければいけないし、そういう研究もしなければいけないのではないか。将来のことを考えて被ばく医療ができる体制をつくらなければいけない。

それともう一つは、奈良県の県立病院で被ばく状況を調べる計器があるのですか、人間とか土とか含めて、そこらも体制がとれているのかどうか。これは整えておかないといけないと思います。福島の問題をよそのことだと思っただけいけないわけです。そういう点で県としての意見なり思い、福井大学医学部ではこの被ばく治療ができるお医者さんをどんどんつくっているのです。ここは視察に行ってもらって考えてほしいと思うのです。

それともう一つは、今、うちの近所の人で、奈良市役所で子どもの医療の問題に取り組んでいる係長か、課長補佐か聞いていたのですが、ことしの8月から小学校卒業するまで、奈良市は医療費の無料対策が行われているわけですが、中学校は入院したときのみ無料化になるということで、これは、国、県の補助はどうなっているのか。大和郡山市もやられておりますけれども、県下の市町村への広がりを県は進めようとするのかどうか、あるいは市町村から言うてくるのを待っているのかどうか。今度の大和郡山市のがあり、奈良県が補助金を出していると思うのです、3分の1か何か、はっきり知らないで

すけれど、この辺、県の予算をどのくらい組んでどうしようと思っているのか。奈良市が独自でやっているのか。県が補助金を出すのと違うのか。そこらを聞かせてもらいたい。

それから、先ほど「厚生委員会資料」、3ページに災害ボランティアが958万2,000円で社会福祉協議会を通してやっています。いろんなどころへ派遣して、これは賛成です。ところで、十津川村、それから五條市大塔町も含めて、ボランティアは派遣しなければいけません。これについて補正予算は出ていないのですけれども、前田健康福祉部長、社会福祉協議会と連携して、道路が通行できるようになるまで待ってくれというのでは話にならない。いつでも復旧できたら、すぐに今、十津川村も迂回路ができています。あるいはまた五條市についても早速社会福祉協議会と連携して災害ボランティアを派遣してください。和歌山県がもう盛んにやっているわけ。奈良県は、今やりかけようとしていますけれども、奈良県社会福祉協議会とどういうふうにやろうとしているのかと思います。その点を聞かせてもらいたい。

それから、先ほど、前田健康福祉部長は初めての登場で緊張されているのかもしれないけれど、私のいところにも聴覚障害者がいるのですけれども、聴覚障害者支援センターができて、課長補佐からも聞いたけれど、大体おこなっているわけです。28都道府県もやって奈良県はかなりおこなっているのですけれども、本当に遅いぐらいだけれど、充実させて、偏ったところへ指定管理をするのではなくて、耳の聞こえない人を支援できるような体制を要望しておきます。

それから、西岡こども・女性局長に、子どもさんの話が出ました。私も少し里親にかかわっているのですけれど、里親をしている方にも結局お金を支給してあげてくれているのか、里親で立て替えている子ども達も同じ扱いになるのか教えていただきたい。

最後に、これは意見ですけれども、この前の6月の厚生委員会で言ったのですけれども、県立奈良病院が建て替えしているのに何か住民の声とか議会の声が十分反映していないのところがいますか。そして何か、変なビラ、あんなビラ信用しませんけれども、設計業者とか、あるいは特定業者が決められているようなうわさが流れている。もっと、議会の声、住民の声を聞きながら、何か県が県立奈良病院の計画を一気に進めて、後から住民や議会へ報告するようなにおいがするのです。きょうはもう少し資料を集めて、うちの代表がまた議会でも、また次の厚生委員会でも取り上げますけれど、これは意見ですが、そういう点で莫大な予算を組んでやろうとしているのだから、何か一方的なやり方だと承知できないという思いでございます。以上です。

○中川医療管理課長 それでは、2点お答えをさせていただきたいと思います。

1点目で災害の関係ですけれども、五條市あるいは十津川村での被災者への医療の提供の点でございます。藤本委員からご指摘をいただきました、特に透析患者さんを例示としては挙げていただきましたので、その点について少しご報告も兼ねてお答えさせていただきたいと思います。

今回の台風によって、特に十津川方面で透析の必要な患者さんがかなりおられるということで、これまでも県立五條病院へ通院をされておられる方、今回の被災で道等の問題で通院が困難になられた方等がございますので、今回、特に透析患者さんのうちの約6名の方についてはこれまで県立五條病院で通院されていた方ということで、基本的にはそのうちの約半数に当たる方は事前に台風の注意報、警報が出た時点で早目に県立五條病院に入院をしていただく措置をとったこと、あるいは残られた方についても、ある方は五條市内でアパートをお借りになる、あるいは自衛隊のヘリコプターで県立五條病院に入院していただくという措置をとらせていただいているところです。

それと、これはこれまで通院されていない方で、今回の被災のためにこれまで通院されていた、どちらの医療機関かはっきりまだこちらに把握できていませんけれども、通院されていた方でご不便になった方のうちの6名から連絡が入ったということで、ヘリ等で連絡が入りましたので、そのうちの約4名はそれぞれヘリで搬送された後に民間の医療機関、あるいは残り2名は県立五條病院で透析をしているところでございます。

透析患者さんも含めまして、通院あるいは入院の必要な方でご不便をおかけの方は出られておりますので、現地の状況を見まして、受け入れ体制としては県立五條病院中心に体制をしっかりとっていきたく。あるいは先ほど武末医療政策部長からもご報告をさせていただきましたけれども、現地で医療救護班、これは医師、看護師が当たっておりますけれども、医療救護班の活動、あるいは保健師が施設等で健康チェック等に入っておりますので、それらの活動と十分に連携をとりながら対応をしていきたいと思っております。これが1点目でございます。

2点目は被ばく医療についてでございます。今回、東日本の特に福島県での原発事故を踏まえまして、特に藤本委員ご指摘の県内での医療体制ということでございますけれども、現時点では、将来万一の原発事故に備えたということで、県立医科大学附属病院、県立病院で緊急の被ばくの医療体制をとるところまでは想定をしておりますけれども、今後、今回の東日本あるいは特に福島県なり周辺の県での医療体制の状況、あるいは今日教えて

いただきました福井県での状況、それらについてしっかりと研究をしてみたいと思っております。

2点、以上でございます。

○土井障害福祉課長 同じ被災状況で障害福祉の関係でお答えを申し上げたいと思います。

まず、被災された方々への対応につきましては、身体障害者手帳や療育手帳を所持している方々をはじめ、障害をお持ちの方々の安否確認がまず第一だと考えております。その上で、福祉的な支援が必要な方々に対しまして、村は村内の事業者などによる対応だけでは十分な対応がとれない場合は、県として近隣の町村の協力を得るなどヘルパーの派遣等人的な支援を行っていくことが必要だと考えております。例えば、十津川村におきましては、村の役場と、そして障害者支援施設が協働して安否確認の方に動きを始めていただいているところでございます。

それ以外にも、今回の災害後、県の知的障害者施設協会をはじめとして、障害者を支援するボランティア活動というのが現地に向かって行われているというようなことも聞いております。こうしたことを踏まえながら、こういった方々との連携も含めて必要な支援を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○増田長寿社会課長 災害の関係で高齢者への対応ということでございますが、先ほど前田健康福祉部長からも報告をさせていただきましたけれども、五條市の大塔地区におきまして、五條市立のデイサービスセンターにかなり被害が出ております。デイサービスを実際に利用されておられる方への対応ということで、別のデイサービス、被害のなかったデイサービスの方で利用していただいている方、それからまた知人宅に身を寄せておられる方もおいでになりますが、今後さらにご負担がふえる場合は、これは例えば近くの五條市内の高齢者の施設、これは県の老人福祉施設協議会とも調整をさせていただいてるところでございます、そういった施設で受け入れを検討しております。

今後、市町村からの被害情報、要請に基づきまして、県でそのあたり調整をさせていただきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○榎原保険指導課長 医療費助成につきましてお答えさせていただきます。

乳幼児に対する医療費助成につきましては、平成19年8月から小学校就学前までの入退院につきましてという形で拡大をしております。市町村が医療費助成を行うために必要な経費の2分の1を県単独の補助という形で措置をしておるところでございます、今年度当初予算で、6億7,500万円計上しております。

一方、市町村では、県の基準同様に小学校就学前までの補助としておられるところが、通院では26市町村、入院では19市町村ございまして、逆に言いますと、小学校卒業あるいは中学校卒業までといったような形で、市町村独自で拡大されているところが通院では13、入院では20市町村ございます。

全国的に見まして、都道府県のこういった医療費助成の基準は、本県と同じ基準でやられてるところが半数以上ございまして、県といたしましては、今後とも他府県の動向を注視しながら対応していきたいと考えておるところでございます。以上でございます。

○西本地域福祉課長 災害ボランティアの関係でございます。

県の社会福祉協議会の中に県の総合ボランティアセンターというのは日常あるわけなのですが、その中の災害時に県の災害ボランティア本部の立ち上げということになっているわけなのですが、今回、県社会福祉協議会の動きといたしましては、当初から非常に大きな災害だということで、5日に県社会福祉協議会の中に災害連絡班という被災した市町村社会福祉協議会の後方支援の窓口のようなセクション設けまして、5日、6日とかけまして、社会福祉協議会の職員それぞれ2名ずつが五條市、下市町、あと天川村、上北山村、下北山村、それから黒滝村等に現地調査に赴きました。それで現地の市町村社会福祉協議会の職員からも状況を聞かせていただきまして、その中で天川村からボランティアを依頼したいという声がありまして、県の災害ボランティア本部は7日に立ち上げをいたしました。そして、天川村も村の災害ボランティアセンターを8日に設置をいたしました。そして、具体的には翌9月9日から9月13日まで、天川村でのボランティア、きょうまでなのですが、一応予定では延べ500名が浸水した家屋の掃除とか、あるいは片づけなどのボランティアを行っております。

その経費につきまして、「厚生委員会資料」、13ページに予備費を充用した報告がございますけれども、県の災害ボランティア本部の設置・運営経費480万円を計上させていただきました。これは主に本部の設置、運営の経費と、現地にもバス等のその経費を計上しております。その後もほかの社会福祉協議会の状況を情報収集中でございまして、要請というか、必要とする市町村社会福祉協議会でそういうセンターを立ち上げて、必要な場合、県も連絡調整のうえ支援を行う予定になっております。以上です。

○西岡こども・女性局長 里親に子ども手当が支給されるかどうかということについてでございますけれども、里親に委託されている子どもにつきましても、児童養護施設等に入所している子どもの扱いと同じ、一緒ですので大丈夫でございます。

○藤本委員 それでは簡単に、もう一度質問なり要望しておきます。

中川医療管理課長、武末医療政策部長そして職員の皆さんにお願いしたいのですが、縦割り行政はいけないと思う、私も公務員を何十年かやってきたけれど。何を言いたいのかといったら、奈良県の中に土砂災害とか、あるいは川がはん濫したり山が崩れる、そういうことが、厚生と土木部局が連絡をとって、そういうところで土木から資料をもらう。130何カ所あるわけです。この中に今、きょうのやつ入ってるわけです。そういう点で、その中での先ほど課長がおっしゃた透析している人、車いすの人あるいは障害者の人、それぞれどれだけいる。そういう場合は今度どうするというのを、慌てて今するのではなくて、事前に縦割り行政ではなくて、災害の起こった場合はここが一番危ないところだと把握してください。そして、そこにおられる障害者や透析の人、寝たきりの人、そういうような人は何かあったらどこへ避難するのか、どういうことになるということを把握してください。要望しておきます。

それから、武末医療政策部長、被ばく対策について奈良県は大丈夫だという空気があります。代表質問で言ったように、南海・東南海地震で美浜原発なり敦賀の原発が壊れたら、奈良県も汚染されるのです。風評被害も含めて。やっぱり原発の放射線が、こちらに来るわけです。それなのに被ばく対策は、さっき答弁ありましたが、そういうのはやっていないという話。そういう点では、もう心を入れかえてやり直してください。武末医療政策部長、本当に。だから、テレビで見ている、福井大学医学部が被ばく対策の医療、ものすごく進んでやっているのです。視察に行くなり、厚生委員会で行ってもいいなというぐらい参考になると思ったりするのです。これは無理なら意見で結構です、もう答弁は結構です。

それから、榎原保険指導課長、2分の1の補助を出していますと言うけれども、これ他府県の顔色を見ないでいいです、奈良県は奈良県で独自でやったらいいのです。私も議会で何度も言って、平成19年の夏から小学校へ入るまでやってくれたけれど、各市町村で言ってきたらどんどん受けてください。6億円を積んでくれているけれども、これから各市町村には、こっちから言ってくればいいのです。補助金2分の1を出すからどんどんしなさいって、そこらどうですか。これはだれですか、部長に答えてもらうのがいいのかな。前田福祉健康部長、どういう意見か言ってみてください。これ1点。

それから、次は意見として言うておきます。もう答弁は結構ですけれども、ボランティアの、確かに天川村はそうですけれど、十津川村はかなりのボランティアが欲しいのです。だから、五條市もそうだし、そういう点では今から県社会福祉協議会と連絡をとって、募

集体制つくって、そしてきっちりやってください。そういう点で、いつでも道が西へ復旧できたらすぐ行けるという体制を持ってやってもらうことを要望しておきます。以上です。

○前田健康福祉部長 今、お尋ねのありました乳幼児、あるいは小学生、中学生までの医療費助成の件につきましては、確かに藤本委員がおっしゃるように、なるべくやりたい市町村があれば拡大をしていきたいという気持ちもある一方、これは、特に無料化にまで進んだ場合、小児科のコンビニ化という問題も言われたりしますけれども、頻回受診の問題なども起きますので、その辺はよく状況を見ながら対応していきたいと考えております。

それから、十津川村のボランティアの件でございますけれども、これは、災害対策本部で聞いたところによりますと、9月9日に県が現地の災害対策本部を立ち上げまして、村の社会福祉協議会と災害ボランティアセンターの設置に向けて作業を始めているということでございますので、そこで具体的な活動の要望等まとめましたら、速やかに派遣する方向で県としても動いていきたいと思っております。

○藤本委員 最後に言っておきたいのですが、前田健康福祉部長、新しく来られていろいろ勉強していただかないといけないのですが、これにはそんなに予算はかからないです。今6億円使っていますけれども、何か知事は東アジアの何や4億円の金も要る、そっちへ使っているけれど、やっぱり奈良県の子どもを産みやすい世の中にしていくという、奈良県は1.14ですか、子どもを本当に産まない県、子どもを産まないというのは、子ども1人産んで育てて、小学校、高校出すまでに2千5～600万円かかる、多かったら4,000万円ぐらいかかるわけ。子どもを産めない。それはやっぱり医療費の問題や子ども産むときの出産費が無料とか、子どもを産みやすい環境をつくるのが行政の責任ですからね。そういう点で、子どもを育てやすい環境にするためにも、せめて医療費ぐらいは、私は今、教育委員会に塾を学校やれというたら、今やっているのですけれども、そういう子育ての関係でこういうところへお金を積んでいくということを、先ほど榎原保険指導課長が状況を言ってくれたけれど、資料提供してください。奈良県の状況、全国の状況、それで奈良県の子どもたち、全部市町村がするとしたら、予算がどれだけ要るのか。その資料も下さい。資料請求しておきます。もう答弁は結構です。以上です。

○除委員 今も藤本委員からございましたように、台風12号による南部地域の災害対応ということで、私どもも現場に行っていました。五條市大塔町宇井、そして黒滝村、天川村、東吉野村、川上村と行ってまいりまして、今、お話を伺っておりまして、災害ボランティア、天川村、確かに私が行ったときにおられました。天川中学校も2階まで水つ

きまして、その校舎をきれいに掃除をしておられました。その近くの家々を見させていただいたときに、まだまだ泥等が入っておりまして、高知県から兄弟が来て一緒にされておりましたが、そこには災害ボランティアの方はおられませんでした。延々と続く後の始末、これに対して、県としても災害ボランティア、現場の状況をもう少しよく聞いていただいて、ボランティアの派遣をより以上に今後していただきたいことをお願い申し上げておきます。

私からは、1つ目は子宮頸がんの公費助成の年齢拡大についてでございますが、これは何度も厚生委員会で質問をさせていただいております。ワクチンの供給不足ということもこの夏ございまして、そういった中で、最終9月中には第一回目の接種をしなければ、今年度限りの事業ですので、3月を超えてしまうと公費助成にはなりませんので自己負担が発生することから、各自治体においては9月中に第1回目の接種を行ってくださいというような通達、そしてまたいろんな新聞記事等々目にするところです。

高校1年生まで年齢をとれるようにと、ずっと奈良県に対し申し上げてきたところでございます。私たちとしても各市町村に申し入れ、要望活動を8月末に行いまして、特に12市の中で9市が高校1年生まで拡大がなかなかできないという状況の中で申し入れ等行ってまいりまして、4市については高校1年生まで年齢が拡大したかと思っております。いろいろと県からも働きかけもあったかと思いますが、私どもとしても精いっぱい拡大に向けて取り組みをさせていただきました。

これは、国の制度を受けて市町村の事業としてやっているわけですが、ほとんど全国的に高校1年生までという中で、奈良県の中心部である12市がどうして中学3年生までなのか。これは12市として、そして市長会として中学3年生までにしておこうと、しようという、何かそういう変な申し合わせができていたようでございます。年齢を1年拡大すれば多くの人の命が救えるわけでございます。そういった意味で、私どももこれまで真剣に取り組んできたところでございますが、その後、高校1年生まで拡大した市についてお答えをいただきたいと思っております。

それと、ワクチンの供給不足というところから、もう1社からワクチンが発売されて、9月15日からこのワクチンが公費助成の対象となっております。2種類のワクチンがあるわけでございますが、この2種類のワクチン、どちらを選べばいいのか、接種する側からすれば、そういったことを聞かれるところでございますので、どちらのワクチンも接種する側からの立場として選べばいいのかということをお答えいただきたいと思っております。

また、この2つのワクチンというのは、接種期間が違うようでございますので、その点についてもお答えいただきたいと思います。そういった接種する方々からの声を聞いておりますので、その点についてお答えをいただきたいと思います。

そしてまた、新しいワクチンについては、9月15日から流通するというところでございますので、年度内に接種完了しないということが想定されるのですが、そういった場合、基金の延長等の予定はあるのかについてもお答えをいただきたいと思います。

それと、奈良県として昨年、「親子で「子宮頸がん」について話し合ってみませんか？」というパンフレットを作成されまして、5万枚近く関係部署に配布をされました。もちろん、接種対象となっている子どもに配布されたところでございますが、今年度もこういったものをもう一度配布されると聞いておりますが、この配布と同時に9月中に第1回目接種をしてくださいということも強くおっしゃっていただくように、お願いをしたいと思います。

それともう1点ですが、これは違う質問になりますが、ある現場の産婦人科医とお話しているときに、今、児童虐待ということで、特にゼロ歳から4歳児に児童虐待が多いということでございますが、生まれてくるまでの、妊娠をした、そういった後に人工中絶をされる方がいるわけでございますが、それを防げないか、防止できないかというようなお話をいただきました。具体的にはそういう方というのは、特に薬局に個人的に行かれるということで、妊娠判定薬等を入手されるようでございます。ですから、薬局側の方がそういうときに何か防止する手だて、そこでいろいろアドバイスできる方法はないのか、そういったルートが一番多いようでございますので、何か防げるものがないのかということをおっしゃってございました。これは大切なことだと思いましたので、この点について県として何か対応していらっしゃるのかどうか、お伺いをしたいと思います。

○橋本健康づくり推進課長 子宮頸がんの公費助成につきまして、何点かご質問ございました。

まず、年齢の拡大の部分でございます。接種の対象年齢につきましては、中学1年生から中学3年生としている市町村が大和高田市ほか5市町ということで6市町でございます。それ以外のところにつきまして、奈良市ほか32市町、これが33市町あるのですけれども、今年度に中学1年生から高校1年生まで接種が可能という状況でございます。

これにつきましては、先ほど除委員がおっしゃいましたように、県としましても追加的な財政負担につきましては県の新スキームを示し、その後7月から8月にかけて公明党県

議団の方とか市議団の方が各市町を個別に要請されて、いろいろ対象年齢の拡大を図られたとお聞きしております。その結果、8月20日に宇陀市、8月26日に開催された市長会におきまして奈良市、生駒市が対象年齢を高校1年生までに拡大するというこの後、大和郡山市も同様の措置をとられるという連絡があったというのが状況でございます。それがまず第1点でございます。

続きまして、第2点でございますが、今まで2価のワクチン、つまりサーバリックスという名前の商品名でございますが、2価のワクチンがずっと子宮頸がんの接種の対象のワクチンということでなっておりました。それが新たにガーダシルという商品名の4価のワクチンというところで、そのワクチンが新たに8月26日に発売されまして、9月15日に公費助成の対象となりました。

これにつきましては、接種の期間ですけれども、いずれも6カ月です。サーバリックス、最初のワクチンにつきましては、初回接種から1カ月後、それと6カ月後に打つということで、つまり合計3回ということで、新しい4価のワクチンについては初回接種から2カ月後、それと6カ月後ということの3回というふうに、期間に若干、2回目のところで差がございます。

それと予防効果の面につきましては、いずれも子宮頸がんについての予防効果があると認められております。ただ、両者の2価と4価を比較した直接的なデータはありませんと、厚生労働省は申しております。

それと、基金の延長の件でございますが、現在のところ、来年度以降の状況は不明でございます。ただ、この4価ワクチンが出たときの厚生労働省の文書等によりますと、8月26日に発売されて9月15日から公費助成の対象になりますこの4価ワクチン、これに関して、このワクチンの流通状況によっては年度内に接種が完了しないことが想定されるけれども、基金の延長等の予定があるかという質問に対しては、現在その方向で検討中であると厚生労働省は伝えております。

それとあと、普及啓発の件でございますが、今年度末までの事業期間という状況になっておりますので、9月末までに1回目を接種していただかなければ今年度末までに打てないという状況の中で、まず実施主体でございます市町村におきましては、先ほど除委員がおっしゃったワクチン供給不足、これが解消されたのがこの7月20日で、やっと中学1年生から中学3年生まで開始をされたという状況です。7月20日に初回接種が開始をされた時点におきまして、各市町村から個別の案内を送っておりますとか、市町村教育委員

会等の広報紙などを通じて接種を呼びかけているということでございました。

また、医師会では、各医療機関にマスコットのキティちゃんのポスターを配布しまして、公費助成対象者の方は9月30日までに1回目の接種を受けるようにという呼びかけをしております。また、県におきましても、ご質問にございましたようなリーフレット親子で「子宮頸がん」について話し合ってみませんか？というものを先週の金曜日から今週にかけて、県下の小学校の6年生、中学1年生から3年生、それと高校1年生の女子児童生徒の保護者に渡していただくように、市町村教育委員会、学校等に約4万部ほど配布して、接種の喚起に努めているところでございます。

以上のとおりです。

○吉本保健予防課長 除委員から児童虐待関係でゼロ歳から4歳児に多いと、そして、人工中絶の問題も提起されまして、それに関して薬局での取り組みの例も示唆しながらご質問いただきましたので、それに関する事業をご報告なり、ご説明申し上げます。

おっしゃっていますように、ゼロ歳から4歳、平成21年の全国調査でもゼロ歳児が虐待によって死亡ということで全体で41%を占めている。とにかく生まれてすぐに、生後24時間以内の死亡が非常に多くございまして、その日に死亡という事案がそのうちでも87%あるということで、非常に、産んですぐというようなことが調査でも出ているようでございます。特に、実際、実母がそういう加害を行ったということになるわけでございますけれども、特に若年、10代の妊娠であるとか、あるいは望まない妊娠、また計画していない妊娠、そして以前からありました妊婦の健診未受診、あるいは母子手帳の未発行等々の出てきている問題がございます。

こういうことでございますので、我々としても望まない妊娠や妊娠に対する葛藤が背景にあるということで、出産後の母親としての意識を、愛着形成としての自分を受け入れるという支援を行うということが大事だという観点から、事業に取り組んでおります。

まず、1つ目としましては、望まない妊娠により妊娠葛藤のある女性が相談できる体制の整備ということで、従来から妊娠なんでも110番というものを平成20年4月から委託事業として実施しております。平成23年度からは、特に学生とか働き盛りの世代の方に相談しやすくするために、相談曜日も夜間とか休日の相談の時間を設定いたしました。そして、こういう相談をしてくださいという啓発のティッシュを広く配っておりますけれども、先ほど、委員から薬局というお話がございました。ということで、こういう案内カードも従来から市町村、保健関係を中心に、あるいは医師会等々を中心にして配布してお

りましたけれども、今年度は薬剤師会にお願いいたしまして、まず先ほどおっしゃったように薬局でそういう試薬ということもありますので、その薬局のところでこういうもので相談してくださいというものを直接手渡しすることに取り組んでおります。ことしは薬局に7万5,000枚ほど薬剤師会にお願いしました。

この啓発カード、従来から大学、県内の女子大学、短期大学等には配布しておりますけれども、こういう取り組みも先ほどの薬局のお話が出ましたので、ご紹介申し上げました。

それから、あと妊婦健診の未受診の関係にございましては、そういうことが県内でありました。ということで、経済的理由がありましたので、初回の妊娠判定受診料公費負担を引き続き実施しております。

さらに、妊娠早期に支援を必要とします妊婦を把握する機会としまして、今年度から市町村における母子健康手帳交付時の体制を見直そうということで、一保健所でのモデル的でございますけれども、早期に把握した場合に産科医療機関、あるいは市町村、保健所、こども家庭相談センター等が連携して支援をできる体制を構築しよう。という基準を定めて、どういう場合はこういうことで連絡するようなことにしましょうということの様式も決めまして、この連携をモデル事業で今年度からやらせていただいております。さらに、以前からやっていることでございますが、子どもを産む前の方々になりますが、学校保健と連携した思春期の子どもの性、あるいは生の学びを深めるために、NPOなら思春期研究会に要請いたしましたピアカウンセラーを学校に派遣いたしまして、中学生、高校生への性に関する健康教育を通しまして、命の大切さを伝えていこうという取り組みもしているところ、次善の策でございますが、そういう取り組みもさせていただいております。

除委員から貴重なご意見ございましたので、今後も十分進めてまいりたいと思います。以上です。

○除委員 最初は子宮頸がんの件ですが、最後にここで申し上げたいことがございます。国の制度を受けての市町村事業で、対象年齢は12歳相当ということで、ほとんどの市町村が高校1年生までという中で、奈良県の12市が市長会の中で中学3年生までにしようという、本当に私にとりましてはこういった取り決め自体が納得いかないのです。命を守る、一人でも多くの命を救う、ということに対して、それは逆行する、つまり、いいことは12市で取り決めていただいていた前向きに考えていただければいいのですが、こういった後退するようなことを12市で取り決めるということが、これはとても納得がいかない。

これに対し、私ども各市町村長に対して申し入れを粘り強く続けてきたところなのです。こういったことがあったということをごにいらっしゃる皆様もお知りおきいただきたいし、県民の皆様にお知らせするというごことも大事なごことではないかと思ひます。

高校1年生になりますと、いろいろな県外にも通学をしております。大阪府に通学している人、京都府に通学している人、友達同士でそういう話が出た場合に、京都府はあるよ、大阪府はあるよ、だけれど奈良県はないという話にもなるかと思ひます。ですから、一人でも多くの人がかわれるごことに積極的に取り組んでもらいたいというごことを思っておりますので、この場であえて申し上げたいと思ひます。

あと、今、吉本保健予防課長からご説明がございました。年間、人工妊娠中絶件数ですが、奈良県の場合は平成21年度で1,325件という数字をいただいておりますが、今年間生まれる子どもの数は奈良県で1万2,000人ぐらいですので、その1,325人が人工中絶で命を亡くしている子どもになるわけでございます。これについてはいろいろプライバシーの面もございしますので、深くせんさくすることはいたしませんか、そういった悩んだごときに妊娠なんでも110番という県の対応、電話相談になりますが、それをまづはそういった薬局に行く、悩んでいらっしゃるかもしれない方々がこういったところに相談できるというごことは、大変ありがたいごことだと思ひるところでございます。

相談内容も先ほどおっしゃったように、経済面、そしてまた望まない妊娠というのが一番多いのですが、経済面については妊娠判定の費用も含めて出産までの14回が無料になりました。経済面では本当に心配していただくごことがなくなりましたので、あとは望まない妊娠ということについては、今、ピアっ子と言うらしいのですけれども、同じ年代の女子学生が中学校、また小学校に入って性の問題を含めての話を一緒にしていただくというごような取り組みをされているのを、初めて今回聞かせていただいて、そこまでしていただいているのかと本当に大変驚きました。こういった予防の策というか、次善の策というのが最も大切かなと思っておりますので、さらに拡大をしていただいて予防していただくようごお願いをしたいと思ひしているところでは、こういったごことをしてくださると、本当に初めて今知りました。ここにいらっしゃる方も多分初めて聞かれたかと思ひますが、ごごような取り組みって本当に大事ですし、すばらしいごことだと思ひますので、今後またさらに続けていただきたいというごことをお願いして終わります。

○小林（照）委員 それでは、質問させていただきます。

初めに災害の問題ですけれども、状況とか報告がありまして、その対応もされていると

いうことでわかりましたが、1点だけお聞きしたいと思います。

医療救護班の派遣が十津川村とか、あるいは五條市中心に行われておりまして、避難所などの診療、健康チェックもされていますけれども、避難所で避難をされている人や、あるいは自宅、1階が浸水して2階だけで生活をされている方もいらっしゃるようですけれども、ほかの市町村ですね、そういうところなど、この辺のチェックといいますか訪問とか、生活環境が悪いわけですが、それはどのようになっているのでしょうか。それから、事態が変化をする、状況が悪くなるということもまだまだ避難所で暮らしておられる方がおられますので、そのときの体制はきちっとできているのでしょうか。

もう一つですけれども、先ほど、高齢者のデイサービスの件はご報告ありましたけれども、保育所で五條市大塔町の保育園が閉鎖されているのです。これは今後どのように対応されているのか、この点をお聞きします。

それから、2つ目の問題ですけれども、子宮頸がんワクチンについてただいまご質問がありました。先日、保険医協会の先生方とお話をさせていただく機会がありましたけれども、その折もこのワクチンは大変効果が高くて、子宮頸がんワクチンはみんなが受けられるように助成が引き続き必要だということはかなり強調されておりました。それで、先ほどのご答弁を聞いておりましたら、新しく4価のワクチンも開発されて、基金の継続ということも検討されているということですが、この点については、来年度もぜひ継続をされるように強く求めていただきたいと思います。

1点だけお聞きしたいのは、今、市町村によって一部負担金がついているところがございます。五條市を除く11市と3町1村は、1回1,500円の一部負担金がかかるわけですが、接種を受ける人にはこれは大変な負担だと思うのです。この辺の負担について、県としての財政支援はできないのでしょうか。この点を1つお聞きしておきます。

それから、3つ目の問題ですけれども、認知症の対策です。厚生労働省の資料によりますと、これは県のパンフレットにもありますけれども、2002年における65歳以上の要介護認定者が314万人で、2015年には250万人になると推測されております。先日、奈良市の伏見地区で認知症の人を支えるまちづくりの集いに参加しまして、ここは主催は伏見地区地域包括支援センターですが、集まられたのは地域の自治会や民生委員の皆さんや医師や看護師など、医療、介護の関係者、認知症の人と家族の会、そして暑い体育館だったので、地域の皆さんが300人を超えて集まって、関心の高さを示しているなと思いました。その直後に、また同窓生が運営しております学園前、富雄

地区にあります若年認知症サポートセンター、これはグループホームと併設されているのですけれども、そこに行きました。若年認知症といいますのは、若年、64歳以下で発症する認知症です。全国で4万人と言われておりますが、働き盛りの発症で問題が本当にたくさんあります。若年認知症サポートセンターも少なく余り知られていないという現状がありますが、3点にわたってお尋ねしたいと思います。

1つ目は、地域で認知症の人を支えるネットワークづくりをどのように進めて広がっていくのか。それから、2つ目が若年認知症の支援をどのように進めていこうとされているのか。3つ目は、認知症疾患医療センターは奈良県で2カ所あると聞いておりますけれども、センターの仕事とその実績はどうなっていますか。それをお尋ねしたいと思います。

最後ですけれども、看護師等修学資金貸与条例施行規則につきましてですが、この3月に無事准看護学校を卒業して、続けて正看の看護学校で学んでいる2児のお母さんから、次のような相談がありました。「市内の病院に勤めていて准看は卒業できました。続けて勉強しようと正看の看護学校へと思い、病院に相談しましたが、認めてもらえなかったので退職せざるを得ませんでした。知人の紹介で特別養護老人ホームに勤めました。准看でも修学金を申請して、この修学金を本当に頼りにしました。それから、学校から今度も申請したらと言われてまして、手続を進めようとしたら、特別養護老人ホームの勤務では修学金の対象にならないと言われてました。なぜなのでしょう」という、このようなご質問でございました。この辺につきましてお尋ねをしたいと思います。以上です。

○吉本保健予防課長 保健予防課から、1点目は十津川村以外の被災の対処、対応はどうかというようなこと、あと、認知症の関係で3点ありましたのですが、3点目の認知症疾患医療センターについての現状、実績についてご報告申し上げます。

まず、十津川村等の報告は、先ほど武末医療政策部長からも説明をさせていただきました。それ以外の状況はということでございました。十津川村のみならず、奈良県、特に中南和地域全体が被災を受け、南和地域は特に被災を受けております。私どもとしましては、この被災地の状況については市町村支援として迅速な情報把握に努めようと対処しているところでございます。経過をご説明申し上げますと、9月5日には被災地を所管いたします吉野保健所におきまして、管内の市町村状況をまず確認させていただきました。それから、7日になりまして、五條市から要請がございまして、直ちに避難所でございます五條市ふれあい交流館へ、保健所の保健師1名、歯科衛生士1名を派遣いたしました。それから、避難している方々の健康状態の把握をするとともに、トイレ等の環境整備も行いまし

た。また、同じく9日には、また五條市に薬剤師1名を派遣いたしまして、感染症予防のための消毒方法等の生活衛生面の指導も実施したところでございます。さらに、同じく9月7日に、野迫川村役場及び村内の避難所の状況確認するため、保健所の保健師2名、それから薬剤師1名を野迫川村に派遣し、避難している方々の健康状態の把握を実施いたしました。

一たんそれで終わっておりますが、12日にはまた保健所から2名保健師を、それから歯科衛生士1名、薬剤師1名をまた同じく野迫川村の避難所、この避難所は野迫川村に1カ所、山村振興センターでございますけれども、避難者50人の方が、村の状況の悪いことから、長期的にこの避難所が続くようでございますので、2回目また行きました。今後とも注意深く、このような、長く続くような避難所のケアを続けなければいけないと思っております。

それ以外にも、他の市町村におきまして、天川村、あるいは黒滝村等々にも村からの要請もありましたので、保健所から保健師、それから保健所の衛生課の衛生、消毒関係の指導をする職員も含めまして、それぞれ派遣しているところでございます。あと小林（照）委員から今後また状況が拡大した場合ということでおっしゃっておりますが、これについても随時その状況を把握しながら、今後体制を強化する。というのは、市町村、特に村では保健師のマンパワー、そう厚くございませんので、こういう場合は県の保健師を、県から職員派遣して、十分なケアができるように、健康チェックが中心になりますが、チェックできるようにしてまいりたいと考えてるところでございます。

それから、もう1点、認知症疾患医療センターの現状と実績についてでございます。これにつきましては、小林（照）委員からもありましたように、この認知症疾患に対する中核となる医療機関としまして、平成21年度から県内の2つの医療機関、北和地域は三郷町にございますハートランドしぎさん、それから中南和地域は、御所市にございます秋津鴻池病院を認知症疾患医療センターとして指定したところでございます。

このセンターにおきましては、初期診断等々の鑑別診断、それから身体合併症への対応を行う専門医療機関としての機能を果たす。それから、県民の方、あるいは関係機関などからの相談、あるいは普及啓発の情報センターとしての機能もあわせ持っている。それから、3つ目は、医療と介護の連携強化が大事でございますので、連携担当者を配置いたしまして医療と介護の連携強化を図る機能、この3つの機能がございます。

実績はどうかということでございますが、認知症にかかる外来診察、先ほど申しました

鑑別診断とか治療等がございますが、平成22年度の実績では延べ3,716件、それから、専門相談で入院に関する相談であるとか介護相談等につきましては、延べ2,297件、それから、入院件数は405件、これはそのセンターに入る場合が393件、あるいは連携病院がございますので、連携病院を12件含めまして405件というのが昨年度の実績でございます。以上でございます。

○角田子育て支援課長 五條市立大塔保育園の件でございますが、被災時の入所児童数は8名ございました。それで、現在休園中でございます。しばらく被災の状況等きつい状況がございますので、仮設等の場所を含めまして、現在五條市で別の場所も含めまして検討を進めているところでございます。

○橋本健康づくり推進課長 子宮頸がんワクチンの一部負担についての県としての財政支援についてでございますが、子宮頸がん、この事業そのものは昨年11月に国の補正予算で、国の予算事業としてなったものでございまして、予防接種法に位置づけられたものではございません。

事業のスキームにつきましては、9割を公費助成としまして、残りの1割部分については住民、市町村、接種機関のいずれかが経費を負担するというあいまいな部分となっているところでございます。その結果、県内では、現在自己負担を徴収するのが15市町村、徴収しないのが24市町村となったわけでございます。

今回の取るところと取らないところのこういう問題につきましては、国が自己負担の徴収の部分について、市町村の自主性に任せて予算措置のみ行ったことについて起因するものと考えておるところでございます。

平成24年度の方針が明確になっていないということですから、県としましては7月に正規の予防接種法に基づく対象疾病に位置づけるようにということでの要望をしたところでございます。以上です。

○増田長寿社会課長 地域で認知症を支えるネットワークづくりと若年性認知症の対策についてでございます。

まず、地域で認知症の方を支えるネットワークづくりでありますけれども、認知症、これはまさに早期発見をして、いかに早期治療、あるいは重度化防止につなげていくかが大事でございます。そのため、地域におきましては医療の現場と、それから介護の現場、あるいはご家族の方々に認知症の防止に関する必要な支援につなげていくというところで、地域包括支援センターの役割が重要でございまして、センターの職員、あるいは介護の現

場の職員に対する認知症の研修、それから、もちろん初期の診断といいますか、かかりつけ医の先生に対する認知症に対する研修、あるいはかかりつけ医の先生に指導されるサポート医の研修、そういったものに取り組んでいるところでございます。

それと一般の方々にもやはり認知症に対する知識、こういったものを持っていただくというところで、認知症のサポーターを養成をしております。それとあわせて、サポーターを有するキャラバン・メイトの養成講座を実施しております、そういったところで認知症に対する知識、理解を深めていただくとともに、それからもう一つは、認知症を抱えるご家族に対する支援でございますけれども、認知症を抱える家族の会がございまして、こちらの方で県の委託事業で電話相談をやっていただいているところでございますし、それからあと、広く認知症に対する普及啓発という意味では、認知症に関するフォーラムを毎年家族の会で開催しておりますけれども、こういったものに対しても県と一緒にやっていくというところでございます。

小林（照）委員お述べのように、伏見地区の地域包括支援センターの取り組み、ご紹介をいただきました。まさに多職種、関係機関が連携して認知症の取り組みをやっていくということが大事であろうというところでございますし、私どもでもそういう医療と介護の連携という部分でもモデル事業で地域包括支援センターを中心にさせていただいているところもございますので、このあたりについては引き続きやっていきたいと考えております。

それから、もう1点、若年性の認知症の対策でございます。小林（照）委員お述べのとおり、平成20年度の厚生労働省の調査結果で、全国で約3万8,000人程度、それで人口割で本県におきましても400人ぐらいが若年性認知症ではないかと推計されているところでございますけれども、実態としてわかっておりません。したがって、今年度予算をつけていただきまして、市町村の相談窓口、それから医療機関、それから介護の事業所、そういったところにアンケート調査をさせていただきまして、実際に若年性の認知症に関する相談を受けておられる件数であったり、人数であったり、あるいは相談内容であったり、あるいは受診されている状況、そういったものをアンケート調査をさせていただきまして、今後の施策展開といいますか、まずそういったデータベースの構築みたいなものをさせていただきたいですし、マニュアルの作成につなげていきたいと考えているところでございます。

ただいま、アンケート調査も1次調査をやっていらっしゃるところでございまして、引き続き2次調査、さらに詳しく対面調査などさせていただきながら、調査結果をまとめてまいりた

いと考えると、まずはこの実態調査をさせていただきまして、今後の若年性認知症対策に資するよう努めていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○杉山医師・看護師確保対策室長 先ほど台風12号の関係で避難所の支援について吉本保健予防課長から報告ございましたが、1点、今回被災された地域にございます僻地の診療所の状況についてご報告をさせていただきます。

県では、医療救護班の支援ということで、必要などころには派遣しようということで、9月6日に今回災害救助法の指定の対象となりました村に加えまして、あと下北山村と上北山村、こちらにつきましてもそれぞれの診療所なり所管課に連絡を入れまして、大丈夫ですかと、必要なら支援を送る用意がありますのでどうでしょうということで、照会をさせていただきまして、その結果、十津川村の2つの診療所、それと五條市大塔町の診療所から支援の要請が参りましたので、先ほど武末医療政策部長の方からご報告させていただいたように、継続して現在支援を続けているところでございます。

それぞれの診療所につきましては、引き続きこちらから、今、どうですかということで問い合わせを継続的にさせていただいておりまして、現時点ではそれ以外のところからは今は派遣の要請は来ていないという状況がございます。これが1点でございます。

それと、看護職員に対する修学資金のご質問でございます。県では、県内の病院ですとか診療所などの医療機関等で業務に従事する看護職員の充足を図るために看護学生に対して修学資金の貸与を行っているところでございます。この修学資金は、県内の看護職員の確保が特に困難であると認められる特定施設に5年間業務に従事していただいたら、返還を免除しますという仕組みになっております。

この特定施設でございますが、まずは県内病院また診療所の看護職員の充足を図るために、200床未満の病院でありますとか、精神科病床が80%以上の病院、また診療所などの医療施設を対象としているところでございます。ただ、これに加えまして、介護老人保健施設でありますとか、訪問介護事業所といった医療必要度の高い福祉関係の施設、事業所についても免除対象の施設としているところでございます。

先ほど、小林（照）委員ご指摘の特別養護老人ホームでございますが、こちらにつきましては、内容が入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話を目的とした施設でございまして、こちらは対象としておりませんが、同じように介護保険関係の施設といたしましては、老人保健施設は医学的看護のもとにおける介護及び機能訓練、その他必要な医療等を行うことを目的とした医療提供施設ということで、こちらは免除対象の施設と

いうことで扱っているところでございます。

このように、医療の提供体制をつくるためには、病院、また診療所をはじめとした医療施設の看護職員の確保が喫緊の課題と認識をしております、現在の対象、現行制度によりまして、より看護師の確保の優先度の高い医療施設等の職員の確保に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。以上です。

○小林（照）委員 災害の問題につきましては、ご答弁いただきました保育所は、8人の子どもさんのことがありますので、時間を早めて進めていただきたいと思いますし、医療とその他の支援について、申し入れを待つのではなくて、県からきっちりと働きかけをして把握をしていただきますようによろしくお願いいたします。

それから、子宮頸がんワクチンの問題ですけれども、この一部負担金は、全国では3つの県か何かが県としても財政支援をされていることも聞いてますし、今度、国がこの基金を継続するかどうかということとかもまだ不透明ですが、そういう折には、ぜひ財政の負担の問題も市町村などとも協議をして、ぜひ負担が軽くなるように考えていただきたいと思います。

それから、修学資金の問題です。今、お聞きしましたけれども、ちょっと納得ができていないのは、病院も特別養護老人ホームも看護師は必要なのです。確かに病院の看護師だけが不足をしているのではなくて、看護師そのものが不足をしているという状態ではないかと思うのです。それで、特別養護老人ホームもこのホームを運営していくためには看護師が必要だということになっているわけですから、看護の中身が医学的とおっしゃったけれども、質は違うかもしれませんけれども、やはり見守りとか、あるいはいやしとか、そういう面も、非常に大事な看護の部分だと思うのです。ですから、働いている職場によって看護の違いはないと思いますので、この条例施行規則については、ぜひ見直しを検討していただきたいということを強く申し上げておきたいと思います。

今、看護師不足で、せっかく一たん社会に出たけれども、やはり看護師を何とか勉強して頑張りたいという方が、生活がやっていけないために学校に行くことができないという状況があちこちでありますので、そういうことも見ていただいて、これは見直しをしていただきたいということを強く要望しておきたいと思います。

それから、認知症の問題ですけれども、先ほどからいろいろ進めていただいているということで、1つは地域のネットワークづくりを進めるために、先ほどご答弁にありましたけれど、やはり地域包括支援センターは、先ほど申し上げましたように、大変中心的な役割

を果たします。実際に今地域でこういうネットワークをつくるために、そこが本当に果たしている役割は多いと思います。介護保険計画ともかかわるのですけれども、その数を従来から小学校区ごとぐらいにふやす必要があるとずっと言ってきましたけれども、その機能の強化が求められております。先ほど、機能強化ということでいろいろおっしゃってくださいましたけれども、これは地域に数をふやすということが必要だと思いますので、これもこれから第5期の計画ということになっていきますけれども、この辺もぜひ考えていただきたい、これは意見です。

1つだけ再質問をさせていただきますけれども、若年認知症、先ほどありましたように、早期に診断してもらうことが特に大事なのです。四、五年前になりますけれども、旅行会社の支店長をされていた50代の男性が会社のお金を横領したということで懲戒解雇になりました。家族の生活は一変いたしました。まだ2人の子どもさんは中学校と高校に行っておられました。家族がばらばらになってしまったのです。このようなご家族の深刻な相談を受けたことがあるのですが、また、先ほど、グループホームを経営しているところに訪問したと言っておりましたけれども、若年認知症の家族会と支援者・全国のつどいが昨年2月にアピールを出しまして、1番目の対策が若年認知症の発症早期に生ずる就労と医療、福祉の諸問題に対する行政の専門的な窓口の設置を求めておられるのです。

それで、認知症疾患医療センターですが、先ほども業務のことと、それから実績をお答えいただきましたけれども、奈良県下で2カ所だけです、南の方と北和と。奈良市に住んでおりますので、特に奈良市から、あそこの相談に行きたいが、遠くてもう相談に行きにくいということも聞いておりますし、この認知症疾患医療センター、本当に圏域の中できっちりそれをつくっていただくことが必要だと思いますけれども、ふやす目標は持っておられないのでしょうか、お尋ねいたします。

○吉本保健予防課長 今、認知症疾患医療センターについての再質問でございますが、センターの指定につきましては2カ所ということで、当初、国の箇所づけが150の枠を示しておりまして、ことしでまだ全国で見ましても整備済みが29道府県で7指定都市ということで、今年度に整備予定は13都府県と3指定都市、それから平成23年度中にやる予定がないところは5県、9指定都市とかなり全国的に残っておりまして、それに個所付け等々ございまして、先ほどおっしゃったような奈良市にもということでございまして、国の個所付け等の優先順位のこともございまして、直ちに奈良市内の医療機関を指定することは難しいところでございますが、しかし、センターが先ほど申し上げましたよ

うな認知症医療にかかわる中核的医療、機能も果たす役割を持つてるといふことでござい
ます。それぞれ住まわられている地域で、病態に応じてほかの医療機関の紹介を行うことも
業務としておりますので、奈良市内の医療機関とは連携を強化しているといふことで、さ
らなる調査等を踏まえて、それからセンターからの実績報告で件数等を報告してもらって
おりますけれども、市町村ごとの利用状況をもうちよつと調べるといふこととか、十分な
実態を把握していきたいと考えてございます。以上でございます。

○梶川委員 1番の人があれば最後の人もあるので、できるだけ手短かにやりたいと思いま
すので、よろしくお願ひします。

まず1点目に、先ほど藤本委員からも質問があつたので、重複するところはもうお答え
いただかなくても結構ですが、思うところがあつたら答弁を聞きたいと思ひます。一つは、
この台風12号の件で、大きな被害を奈良県にもたらしました。先ほど、透析患者のこ
とが出ましたが、患者会などを通じて聞いているのでは、十津川村で18人の患者が透析を
しておられます。県立医科大学附属病院の透析で非常に熱心にやられている専門の吉田先
生ですが、関係者の方々の機転で台風が来る前にちゃんと対応したといふことで、県立五
條病院に入って透析をされているように聞いておりますが、それとか、腹膜透析というよ
うな、これらも在宅でなさっている方がお二人あつて、一方は家が壊れて娘さんが亡くな
つたといふ被害に遭われているわけですが、これらが同じように県立五條病院に入つておら
れるようですが、こうした方々が一定の、透析といふと水やインフラが必要ですが、こう
いったことができるまで県立五條病院に置いてもらえるのだろうかご心配の向きもあるよ
うですが、この辺はちゃんと置いてもらえるのかどうか、その点を聞きたいのと、特に今
回の、こういった実際に被災をしてみると、いろんなことがわかつてくると思ひのですが、
病院の役割、市町村の役割、あるいは県の役割、現場任せではなしに何をしなければいけ
ないのかといふようなことが考えられると思ひのですが、この点についてお聞かせを願ひ
たいと思ひます。

それから、もう一つは3.11の東日本大震災、これも先ほど藤本委員がおっしゃいま
したが、福島第一原発の事故で、これはずっとニュースなどを聞いていたら、食物は厚生
労働省、あるいは農作物は農林水産省といふところであるわけですが、肝心の人間の部
分がどうなっているのかなといふように感じていたわけですが、特に、福島県で被ばくをな
された方が福島県を出ていかれて、全国に新しく住まいを求めていくといふ方もあるわけ
ですから、そういう意味では奈良県だけでなしに全国的に被ばく医療のわかる人が、医者

がおらなきゃならんというように思っているわけですが、その点の奈良県の対応は先ほど聞かせてもらいましたが、一定の知識のある医者、あるいはヨウ素なんかは奈良県の場合はどうなっているのかというようなことも少し聞かせてほしいと思います。

以上2点、この震災あるいは台風にかかわっての質問で、あとは一般的な質問をさせていただきます。

1つは、実は1年生の孫が、県立奈良病院に2週間ほど、8月15日から末まで入院しました。それで、それを4時起きぐらいで妻が、下に乳児が1人いるので、看病というか、母乳を飲ましたりするのに交代、しなければいけないから、入れかわり立ちかわりでしたら、孫が退院した途端に今度は妻が過労が出たのか、夏風邪が出たのか、県立三室病院に今入院しているのですけれど、非常に手厚い看護、介護を受けて大変感謝させていただいております。

そんな中で、期せずして2つの県立病院に入院したから、いろんなことが見えてくる。非常に細かい話ですけれど、これが女性の目かなと思ったのですけれど、県立奈良病院はとにかく土曜日は、院内の我々が食べる給食がなかった。ああ、ないのですか、県立三室病院はあるのにとというのが一つ見えてきた。これは新しい病院の課題になるのかもわかりませんが、そんなことが見えたのと、それと県立奈良病院では朝食に毎日野菜サラダが出る。だけれど、県立三室病院では出ないと言っている。ここらの差は何があるのか、よくわかりませんが、そんなことがあったということ。しかし、そうは言っても、県立三室病院も大変に努力をされて、ちょうど入院しているときに患者に対するアンケートをとって、県立三室病院をいい病院にしていこうということで、院長以下職員が非常にしっかり力を入れて、あいさつもてきぱきとなさって、いろんなサービスを考えてやっていただいていることに感謝を申し上げながら、一つ県立三室病院で聞きたいのですが、県立三室病院、泌尿器科があって、非常に患者が多いのです。実はちょっと行ったのですけれど、やっぱり高齢者が多くなると泌尿器科の患者が非常に多い。そこへもってきて、非常にあの先生はいい先生だということもあって、知り合いが何人か県立三室病院の近くに住んでいるものですから、顔を見たら、皆さんが梶川さん、もっと診療科ふえないのですかというような声があるのですが、医者をふやして早くとんとんと終わったら、財政的にも負担が減るし、損益分岐点みたいなものがあると思うのですが、こういったことを県立三室病院の泌尿器科について検討されているのかどうか、聞かせてほしいと思います。

それから、もう一つ、これは質問ではありませんが、子どもの虐待、この8月にもいろ

んな事件が大阪府で起こり、ほかでもずっと起こっております。けさも新聞に出ておりましたが、私はそこらから、やっぱり市民やら、あるいはそういった関係に従事する児童相談所、あるいは一般の市民病院、こういったところの関係者がまだまだ危機管理というか問題意識が足りない部分がある。キャンペーンをやってほしいということを常々言っていたのですが、このたびポスターをつくって電車や各医療機関に貼っておられます。この前もたまたま開業医のところへ行ったら、ポスターが貼ってありました。

私の目から見たら、虐待という字をもう少し大きくしてもらったらよかったなと思ったのですが、人の感性に訴えるのには、いろいろとデザイナーの感覚もあったりするけれども、いずれにしてもそういうポスターが貼られて、一生懸命県も頑張ってくれているというのを言っておきましたので、一応ポスターについて論評しておきたいと思います。

それから最後に、これは先日あるところで、プールを指定管理で委託して、そしてとったところが現場では何人か、4人か5人の人を監視役で採用するように委託するときにはちゃんとそういった条件があると思いますが、実際にはそれが足りてなくて、職員は、そこへ従事する人がなくて、子どもが水におぼれているのを結局見ずに亡くなってしまったということを新聞に書いてあった。その中に、行政機関が委託することによって、委託しっ放し、委託したらあとはもうお任せというので、業者の仕事ぶりを余り見ていない。そうすると、業者は有給休暇とって、まあ有給休暇は臨時雇いはない場合がありますが、休む人がいる。それをそのままにしている。あるいは人が集まらない。委託料が低いから集まらない、いろんなことが新聞記事に書いてありましたが、奈良県でもそういった問題はあってはならないと思いますので。

そういうことを前置きして、発達障害支援センターでいあ〜に委託されている件で聞きたいのですが、でいあ〜が決して悪いとかそういう意味で言っているのではなくて、この前の一般質問でも、関連質問でも、でいあ〜で受ける相談事は何件くらいあるのだと聞いたら、平成22年度でしようが1年間に4,000件あるという答弁があったのですが、当初委託したときに、それは何件相談があるかわからないけれども、4人ぐらいの専門者が相談を受けるということで、したときに、こんなにたくさんの方が相談に来るのを4人で処理できるのだろうかというようなことを思うわけですが、そういう意味では、県としてはこのぐらいの相談を想定しながら4人の相談者を一つの条件としてもらうというようなことが想定されて、そして現在、それなりの成果を上げているのかをということ、どういふ見方をされているのか聞いておきたいと思います。とりあえず以上です。

○中川医療管理課長 何点かご質問いただきました。お答えをさせていただきたいと思えます。

まず第1点目、台風12号の関係での災害の医療対応ということでございます。先ほど透析の事例で、藤本委員のところで答弁をさせていただきましたので、重複を避けさせていただきますけれども、県立五條病院を中心として受け入れ態勢には万全を期していくということと同時に、現地へ派遣をしています医療救護班とも十分連絡をとりあいながら、必要な患者さんに手当てができるような対応で臨みたいということと、もう1点、これも藤本委員からご指摘いただきましたように、現地の五條市、あるいは十津川村の行政、あるいは県の行政、それから我々の医療等受け入れ体制側の問題というところの十分連絡をとりながらやっていきたいというところで取り組んでまいりたいと考えております。

それから、2点目ですけれども、これも先ほどご質問いただきました被ばく医療での医師の問題等でございます。これも藤本委員のご指摘いただきましたように、危機管理上の問題ということで重要な観点としてとらえさせていただきまして、少し福井県の例もご指摘いただきましたので研究をしてまいりたいと思っております。

それから、3点目ですけれども、県立奈良病院、県立三室病院ということで、特に食事に関してご質問をいただきました。細かい資料を持ち合わせておりませんが、県立奈良病院、それから県立三室病院の入院患者の食事の問題ということでございまして、県立奈良病院、県立三室病院両病院長とも、特に入院患者さんの食事については意識が高うございますので、また病院長とも相談をさせていただきまして、改善できる点について改善できるように相談をさせていただきたいと思っております。

それから、4点目ですけれども、県立三室病院の泌尿器科の外来のことでございます。梶川委員ご指摘いただきましたように、県立三室病院の泌尿器科は年間入院患者が、延べ5,000人以上と、特に透析の件数も4,000件以上ということで、県立三室病院の中でも主要な診療科の一つとなっております。そこで、現在2名の医師が勤務をいただいております。ご指摘いただきましたように、そのうちのある医師の診察日の日に外来が少し混雑をすると。その方の日に集中をするという状態になっております。特に、多分人気の高い医師ということだろうと思えますけれども、その方の頑張りもいただいているところがございますけれども、少し、これも実際にどの程度できるかはわからないのですが、泌尿器科ですので、その先生のところに集中、ご希望される方を分けるわけにはいきませんので、できるだけ入院患者への対応であるとか、透析への対応を少し工夫を行

うとかいうことで、できることから少しやっていって、その先生の負担をできるだけ軽減できるような対応、また患者さんの待ち時間をそれで少し幾らか対応できるような方法を病院の方で相談をさせていただきたいと思います。

それと、当面の診療科の問題、その他につきましては、これも病院長と十分、どの診療科の医師をこれから充実させていくか等につきまして、病院長とも十分相談をさせていただきたいと考えております。以上でございます。

○土井障害福祉課長 発達障害支援センターでいあ〜に対する委託の内容と条件、そしてその成果、評価についてのご質問をいただきました。

まず、発達障害支援センターでいあ〜への委託事業の内容につきましては、相談支援、発達支援、就労支援、そして普及啓発及び研修の4つでございます。相談支援は、本人及びその家族等からの相談に応じ、発達障害に関する各般の問題に対する指導、助言、情報提供を行うものでございます。発達支援は在宅、または入所者に対する発達支援方法に関する指導、助言を行う。就労支援は、就労に向けて必要な相談等による支援を行う。最後に普及啓発及び研修は、関係の施設や機関の職員に対する研修を行うというものでございます。

この委託に当たりましては、センターに管理責任者をはじめ、今申し上げましたそれぞれの支援を担当する専門的な知識、経験を有する職員を常勤として配置することを条件としているところでございます。梶川委員お述べのように、当初4人体制でスタートしたところでございます。そして、その後、相談支援等の実績につきましては、平成18年1月のセンター開設以来年々増加していることから、平成21年10月からは相談員を1名増員をして、5人体制でその支援に取り組んでいるところでございます。

また、委託事業の成果、あるいは進捗等につきましては、当事者団体や関係機関等が参加していただいております発達障害支援センター連絡協議会を年6回定期的に開催をしていただいております。その中で意見交換も行っているところでございます。また、年々支援件数もふえているということから、一定の評価は得ているものと考えているところでございます。以上でございます。

○梶川委員 それぞれ答弁いただいて、その答弁いただいた方向でしっかりやってほしいと思います。

特に、発達障害の件でいろいろ言うのは、最近障害の人の相談を受けて、それで非常に関心を持つようになったことも事実なのですが、今の相談員を4人を5人にしたという、

その5人もふるさと雇用の基金を使ってやっているわけだから、それがなくなったらいつまた減って、しかも相談内容が、結局余りにも過重な人を抱えたら、相談を解決するための内容が低下するわけですから、何人が持てる限界か、ここらは難しいところですけども、今のでいあ〜は場所が奈良市だけ、県下であそこだけが相談窓口になっているわけですが、もっと場所をふやすとかいうようなことも考えてほしい。

滋賀県は、昔から障害者の問題に力を入れた。滋賀県の予算書の概要を取り寄せて、実は今、答弁なされた土井障害福祉課長といろいろ分析した。向こうは、いくらだったかちょっと、数字を持ってきていないけれど、全然けたが違うような億の単位であるわけです。ここへ数字だけ持ってきているのを言えば、発達障害支援事業というのが、結局委託している事業だと思うのですが、滋賀県は5, 100万円あるのです。奈良県は2, 600万円、何か委員会が入っているからちょっとぐらいこれより減るのかわからないけれど、2, 600万円。ちょうど半分ぐらいの関係なのです。予算の組み方が違うのかどうかわかりませんが、向こうも医療圏、福祉圏をつくって、そこでいろいろ相談ができるように、市町村へのいろんな対応も力を入れているようですから、そういったところも研究をしてやってほしいと思います。この予算のこれだけの違いをどう見るかということ提起しておきますので、研究をしてほしいと思います。

その上に立って、今度一つ具体的な例で聞きたいのですが、自閉症協会という障害者団体があって、この方が多分全議員に送ってきているのかと思いますけれど、「きずな」という新聞が来ている。これも私の出している社会新報という新聞とよく似て、字ばかりで読みにくい新聞ですけど、これをずっと読んでいたら、ここにこんなことが書いてあるのです。「私が、でいあ〜ができて六年間たつが、相談事業で手一杯であり、われわれが本当に欲しい療育や就労などの直接支援がおろそかになっているのではないか」というようなことを書かれておる。私は、なるほど、障害者という人は療育をやってほしいという希望もあるのだなということを知ったわけですが、奈良県も相談事業ばかり、あるいは就労支援もここに県が事業として書いているの、就労支援の2人専任を置いて550件、企業などと調整をしたり、または企業への340回の啓発をしたというように書かれている。療育というようなことは考えていないのかということと、それと啓発をする場合に、企業には啓発で講演会をやるから来てくれと聞いて聞いているのか知らないけれど、実は行政にも来てほしい。

今回、あえて地方公務員と言いますが、結局アスペルガーで自己都合退職せざるを

得ないようになった人、一生懸命彼は職を探そうと思って探している。だけれどどこも採用してくれるところはない。だから、やっぱり企業に障害者の雇用にご理解をと言う前に、行政がもうちょっと、あなた方ここにいる人は一生懸命やっているか知らないけれど、肝心の人事のところはどうかというような問題があるのです。ですから、こういう講演をするときには、企業だけを呼ばずに、県庁でも市町村の役所でも皆雇用者なのです。その人たちも雇用の責任者は来てもらって、一緒に講演を聞いてもらうようなことをしてくださいということをあえて要望しときます。もしそれに対して企業はほかの手段でやっていますとかいう話があるのだったら、聞かせてほしいけれど。以上です。

○寺田健康福祉部次長 今、発達障害者を例にとりていただいて、療育と就労支援の重要性についてご指摘をいただきました。

療育につきましては、発達障害の場合、でいあ〜が一応窓口にはなっておりますけれども、障害児の通園施設でありますとかデイサービス事業所等調整して、いろいろ適応訓練等個別の療育とか集団療育につなげておることはおるのですが、まだまだ不十分でございます。その点についてはいろいろ県でも今後充実等につなげていきたいと思っております。

また、就労支援に関しましても、県では、就労は非常に大事な問題点ととらえておりました。特に施策として就労を行うという部分と、県が事業所の一つとしてやはり就労支援に力を入れていくということが大事だと考えております。その点も踏まえまして、県で障害者の施策の推進本部というのを立ち上げておりますので、そういった場を通じまして、もちろん、県の各部局に対しましても、特にここ3年ぐらいですけれども、職場実習という形でいろいろ実習が広がりを見せているという部分もございます。そういった点も今後取り組んでいきたいと考えておるところでございます。以上でございます。

○梶川委員 今の答弁で聞いておきます。言うだけではなしにしっかりとやってほしいと特に要望しておきます。

○井岡委員 簡単で結構ですので、初めて委員会に来られました前田健康福祉部長と武末医療政策部長に所見を伺いたいと思います。福祉、医療についての増大する予算について、簡単で結構ですので聞きたいと思います。

サービスの主体はほとんど福祉関係は市町村でございます。政権がかわりまして、県や市町村に対して、特に昨年と本年、もうじき決算が出ておりますけれども、かなり特別地方交付税がふえております。これは事実でございます。そんな中で、選挙目当てに耳ざわ

りのよい政策を行うのを注意しながら、サービスを主体とした市町村に対して、県がよく見て支援をしていただきたい。要るものは要る、当然ですけども、要るものは要るし、要らないものは要らないということを十分にさせていただきたいと。増大する福祉、医療、交付税、この3つしか国の財政を削るものはございませんと思います。財務省から来られたので、一言それを聞きたいと思っております。簡単で結構でございます。

それから、医療ですけども、文化関係の基金も使ってでも、医療について今回いろいろされておられます。何か歯どめが必要ではないか。ちょっと余りにも使い過ぎではないのか。ある程度要るのは今までの設備の状況から比べても奈良県は必要だと思いますけれども、ちょっと何か怖いなと思っております。その辺で特に医療、三位一体の改革でシーリングをかけて医療を減らしていこうと言っておりましたけれども、今またたがが外れてしまって、結構医療費もふえていると思っております。その中でまたその所見を伺いたいと思っております。

最後ですけども、台風12号で、災害関連については奈良県は国と連携、そして三重県、和歌山県と連携されて素早い対応をしていただいていることは、非常に感謝する次第でございます。後々また評価が出てこられますけれども、やはり今は国が頼りかなと思っておる次第でございます。これは感想でございますけれども、この2点について、お二人にお伺いしたいと思っております。

○前田健康福祉部長 今、井岡委員のご指摘がございましたとおり、高齢化の進展に伴いましてやむを得ないことでございますけれども、社会保障費というのは大変増大をしておるといふ実態がございます。国で申し上げれば、政策経費である一般歳出の半分を既に社会保障関係費が超えておりますし、奈良県につきましても今年度からですか、福祉予算が建設予算を超えると、人件費を除きまして政策予算の中で一番大きい割合を占めていると聞いております。

したがいまして、今、国では、中負担高機能の福祉というものを打ち出してございます。一つは負担のあり方についても真剣に議論をする必要がありますし、高機能、つまり、従来ですと中負担の中福祉みたいな言い方をしておりました、高機能、すなわち、単に給付の量だけふやすのではなくて、中身をよく精査をして、本当に必要なところに必要な福祉の手を差し伸べるということをさらに給付の面からも真剣に考えていかなければいけない状況なのだろうと思っております。

そういう意味では、井岡委員ご指摘のように、市町村、いろんな取り組みをされてお

ます。非常に先進的な取り組みもございますし、必ずしもそれが直ちに必要なものかどうか検討する必要があるような取り組みもあるかと思っております。奈良県につきましては、特に市町村と、知事が、よく奈良モデルとおっしゃっておりますけれども、市町村の社会福祉につきましては、基本的には市町村が担当しているわけでございますけれども、市町村任せにはしないで、県が必要なところは担当するという意気込みを持ちまして、市町村の取り組みにつきましてもいろいろと精査をさせていただきながら、市町村と連携をしてより高機能の福祉というものを実現するために、今後とも努力をしていきたいと思っております。

○武末医療政策部長 医療について予算が膨れ上がってるという点、そうであれば非常に私たちはうれしいところではございますけれども、どこかで歯どめをかけなければならないのではないかという問題提起については、全くそのとおりだと考えております。例えば、公的医療でございますので、どういう方向に持っていくのかということを考えますれば、赤穂市民病院の経営理念に、「良い医療を、効率的に、地域住民とともに」という一つ理念がございました。ちょっと勉強してみますとそういうのがありまして、考えてみますと、よい医療をとというのは、医療従事者が頑張って取り組むという、住民とともにというのは、やはり公的医療ですから、住民という観点からも、あるいは患者当事者という観点からも医療にかかわっていただくことが重要であろうと思えます。

その真ん中の効率的にというところが、まさに行政が担っていく部分でありまして、その効率的にというところは影響する上で、同じお金をかけるのであれば、より多くの方々が助かる、あるいは生活していく上で支えになるようなサービスを提供するという観点もございますし、その財源をどうするかということで、県の立場としましては、例えば再生基金など国の予算をできるだけ多くいただくということや、いろいろな県債などの知恵を絞りまして財源を確保していくという面もあるかと思っております。その提供するサービスをより効果的にやっていくことをきちんとした財源をとっていくという枠の中で、できるだけ県としても全国のモデルとなるような地域医療体制を築いていくというところで、アイデアを、知恵を絞っていくというところが最大の要かと考えております。以上でございます。

○井岡委員 前田健康福祉部長、ありがとうございます。建設予算というのは資産でございます。企業会計からいうと資産ですので、財産として残るものですがけれども、福祉関連というのは言い方は悪いですがけれども、費用、バランスシートの損益計算書の費用という

ことになりますので、ふえていく一方、高齢化になっていく一方となるので、できるだけその辺をよく見ていただきたいと思います。

医療ですけれども、先ほど国の資金を当てにされておられると聞きましたけれど、25億円と25億円、50億円はいただけることになるかどうかわかりませんが、聞いておりますけれども、今後政権が変わって野田政権になって、果たしてそれがもらえるかどうか分からないということもありますし、その辺も動向を見ながらやっていただきたいと思います。

市町村の今年度決算が出てきているところもありますけれども、結構剰余金をためておられる、去年よりことしがかなり残っているようでございます。しかし、政権が野田さんにかわりますと、来年以降はどこも恐らく削られていくであろう。もちろん、県も削られていくであろう。かなり財布のひもが甘くなっているのではないかと思います。この辺を一層注意されて、行政をやっていただきたいと思います。

最後に全然違う要望でございます。西岡こども・女性局長に、男女共同参画、これは何度も質問させていただきました。この中で特に、家庭・学校等における男女共同参画を推進する教育の充実の中で、「教職員等に対し、男女共同参画に関する研修等を行い、正確な理解の浸透を図るとともに、啓発を進めます」。くれぐれも行き過ぎた研修を行わないようお願いをして終わります。以上です。

○高柳委員長 いいですか。

ほかになければ、これで質疑を終わりたいと思います。

これもちまして、本日の委員会を終わります。